

第 1 号議案から
第 20 号議案まで 平成29年度一般会計予算及び特別会計予算

平成 29 年 2 月 第 10 回 福岡県議会定例会議案 その1

目 次

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
1	平成29年度福岡県一般会計予算	1
2	平成29年度福岡県財政調整基金特別会計予算	21
3	平成29年度福岡県公債管理特別会計予算	23
4	平成29年度福岡県市町村振興基金特別会計予算	27
5	平成29年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	31
6	平成29年度福岡県災害救助基金特別会計予算	35
7	平成29年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計予算	37
8	平成29年度福岡県県営林造成事業特別会計予算	41
9	平成29年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計予算	45
10	平成29年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算	49
11	平成29年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計予算	53
12	平成29年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計予算	57
13	平成29年度福岡県河川開発事業特別会計予算	59
14	平成29年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計予算	69
15	平成29年度福岡県流域下水道事業特別会計予算	73
16	平成29年度福岡県住宅管理特別会計予算	83
17	平成29年度福岡県病院事業会計予算	87
18	平成29年度福岡県電気事業会計予算	91

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
19	平成29年度福岡県工業用水道事業会計予算……………	95
20	平成29年度福岡県工業用地造成事業会計予算……………	99

一 般 会 計

第 1 号議案

平成29年度福岡県一般会計予算

平成29年度福岡県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,720,920,464 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の経費の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月24日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県	税	623,814,301
	1 県 民 税	199,122,590
	2 事 業 税	130,557,544
	3 地 方 消 費 税	167,801,908
	4 不 動 産 取 得 税	16,753,522
	5 県 た ば こ 税	6,319,211
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	976,892
	7 自 動 車 取 得 税	5,146,195
	8 軽 油 引 取 税	38,232,274
	9 自 動 車 税	58,711,439
	10 鉦 区 税	4,989
	11 狩 猟 税	20,238

款	項	金額
	12 産業廃棄物税	167,499
2 地方消費税清算金		178,756,978
	1 地方消費税清算金	178,756,978
3 地方譲与税		87,192,933
	1 地方法人特別譲与税	83,172,029
	2 地方揮発油譲与税	3,213,420
	3 石油ガス譲与税	178,394
	4 航空機燃料譲与税	629,090
4 地方特例交付金		1,458,120
	1 地方特例交付金	1,458,120
5 地方交付税		249,413,421
	1 地方交付税	249,413,421
6 交通安全対策特別交付金		1,617,381
	1 交通安全対策特別交付金	1,617,381

7 分担金及び負担金		5,979,503
	1 分担金	123,210
	2 負担金	5,856,293
8 使用料及び手数料		17,822,580
	1 使用料	9,940,305
	2 手数料	7,882,275
9 国庫支出金		175,335,508
	1 国庫負担金	91,972,002
	2 国庫補助金	79,180,714
	3 委託金	4,182,792
10 財産収入		2,541,071
	1 財産運用収入	1,807,365
	2 財産売却収入	733,706
11 寄附金		252,906
	1 寄附金	252,906

款	項	金額
12 繰入金		20,965,942
	1 特別会計繰入金	3,740,428
	2 基金繰入金	17,225,514
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		133,936,919
	1 延滞金、加算金及び過料等	1,749,767
	2 県預金利子	7,741
	3 公営企業貸付金元利収入	17
	4 貸付金元利収入	114,992,794
	5 受託事業収入	1,390,363
	6 収益事業収入	6,555,447
	7 利子割精算金収入	126,585
	8 雑収入	9,114,205

15 県	債	221,832,900
	1 県	債 221,832,900
歳 入 合 計		1,720,920,464

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		2,925,158
	1 議 会 費	2,925,158
2 総 務 費		54,422,480
	1 総 務 管 理 費	20,808,659
	2 企 画 費	11,244,020
	3 徴 税 費	15,089,421
	4 市 町 村 振 興 費	1,907,280
	5 選 挙 費	107,810
	6 防 災 費	3,904,177

款	項	金額
	7 統計調査費	747,884
	8 人事委員会費	256,823
	9 監査委員費	356,406
3 保健費		233,163,444
	1 保健企画費	7,429,124
	2 健康対策費	13,993,048
	3 生活衛生費	1,703,548
	4 医薬費	12,896,360
	5 医療介護費	184,872,650
	6 高齢者支援費	12,268,714
4 環境費		3,571,983
	1 環境費	3,571,983
5 生活労働費		150,634,787
	1 県民生活費	5,061,280

	2 福祉企画費	2,584,764
	3 児童家庭費	46,762,167
	4 障がい者福祉費	39,515,823
	5 生活保護費	37,022,079
	6 社会福祉費	10,369,784
	7 労働企画費	1,550,671
	8 職業訓練費	7,218,100
	9 失業対策費	320,740
	10 労働委員会費	229,379
6 農林水産業費		57,860,128
	1 農林水産業企画費	7,866,162
	2 農業費	10,296,738
	3 畜産業費	1,670,513
	4 農地費	16,794,966
	5 林業費	13,301,148

款	項	金額
	6 水 産 業 費	7,930,601
7 商 工 費		120,598,341
	1 商 業 費	114,657,638
	2 工 鉱 業 費	5,257,465
	3 観 光 費	683,238
8 県 土 整 備 費		131,897,204
	1 県 土 整 備 企 画 費	4,292,449
	2 道 路 橋 り よ う 費	59,782,205
	3 河 川 海 岸 費	32,872,087
	4 港 湾 費	3,342,320
	5 都 市 計 画 費	16,061,501
	6 住 宅 費	6,951,872
	7 河 川 総 合 開 発 等 事 業 費	789,360
	8 水 資 源 対 策 費	7,805,410

9	警 察 費	124,087,373
	1 警 察 管 理 費	120,851,219
	2 警 察 活 動 費	3,236,154
10	教 育 費	309,337,273
	1 教 育 總 務 費	40,401,846
	2 小 学 校 費	78,182,413
	3 中 学 校 費	45,859,783
	4 高 等 学 校 費	60,401,843
	5 特 別 支 援 学 校 費	18,231,497
	6 社 会 教 育 費	3,860,818
	7 保 健 体 育 費	8,416,211
	8 大 学 費	4,433,564
	9 私 立 学 校 費	46,022,614
	10 青 少 年 費	3,526,684
11	災 害 復 旧 費	1,395,112

款	項	金額
	1 農林水産施設災害復旧費	619,906
	2 土木施設災害復旧費	775,206
12 公債費		220,041,653
	1 公債費	220,041,653
13 諸支出金		310,785,528
	1 利子割交付金等	310,785,528
14 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出	合計	1,720,920,464

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
県庁舎設備改修費	平成30年度	203,772千円
総合庁舎改修費	平成30年度	101,734千円
総合庁舎設備改修費	平成30年度	134,405千円
単独庁舎改修費	平成30年度	285,118千円
職員研修所整備費	平成30年度	39,005千円
職員研修所設備整備費	平成30年度	26,544千円
総合庁舎敷地有効活用推進事業費	平成30年度から 平成31年度まで	16,957千円
福岡県エネルギー対策特別融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成29年度から 平成48年度まで	6,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
宗像児童相談所整備費	平成30年度	415,375千円
高等技術専門学校整備費	平成30年度	503,431千円
福岡県環境保全施設等整備資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成29年度から 平成40年度まで	3,600千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。

事 項	期 間	限 度 額
福岡県中小企業振興資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成29年度から平成43年度まで	2,732,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
農業近代化資金利子補給	平成30年度から平成50年度まで	73,138千円 ただし、平成29年度利子補給対象融資限度額 750,000千円
畜産経営環境調和推進資金利子補給	平成30年度から平成40年度まで	1,106千円 ただし、平成29年度利子補給対象融資限度額 100,000千円
農家負担軽減支援特別資金利子補給	平成30年度から平成45年度まで	10,327千円 ただし、平成29年度利子補給対象融資限度額 100,000千円
農林漁業災害対策資金利子補給	平成30年度から平成35年度まで	1,824千円 ただし、平成29年度利子補給対象融資限度額 300,000千円
農林漁業災害対策資金損失補償	平成29年度から平成37年度まで	1,050千円
農地利用推進事業損失補償	平成29年度から平成35年度まで	863,224千円
農地中間管理機構条件整備損失補償	平成29年度から平成39年度まで	105,000千円
収入減少影響緩和対策加入資金利子補給	平成30年度	208千円 ただし、平成29年度利子補給対象融資限度額 67,000千円
大家畜経営再建支援資金利子補給	平成30年度から平成54年度まで	18,218千円 ただし、平成29年度利子補給対象融資限度額 945,000千円
畜産経営体質強化支援資金利子補給	平成30年度から平成54年度まで	4,979千円 ただし、平成29年度利子補給対象融資限度額 270,000千円
漁業近代化資金利子補給	平成30年度から平成50年度まで	121,898千円 ただし、平成29年度利子補給対象融資限度額 1,300,000千円
道路維持修繕費	平成30年度	44,290千円

福岡北九州高速道路公社の民間資金の借入れに対する債務保証	平成29年度から平成49年度まで	建設資金借入金540,000千円及び利子に相当する額	
福岡北九州高速道路公社の政府資金の借入れに対する債務保証	平成29年度から平成49年度まで	建設資金借入金540,000千円	
福岡北九州高速道路公社の政府資金、民間資金、公営企業金融公庫資金及び設立団体資金の借換えに対する債務保証	平成29年度から平成49年度まで	建設資金借入金23,122,000千円及び利子に相当する額	
福岡県道路公社業務のための民間資金の借入れに対する債務保証	平成29年度から平成39年度まで	業務資金借入金6,372,912千円及び利子に相当する額	
道 路 改 良 費	平成30年度から平成31年度まで		4,411,000千円
橋 り よ う 補 修 費	平成30年度		426,000千円
橋 り よ う 架 換 費	平成30年度		120,000千円
広 域 河 川 改 修 費	平成30年度		178,500千円
堰 堤 改 良 費	平成30年度		454,540千円
公 営 住 宅 建 設 費	平成30年度から平成31年度まで		3,055,280千円
公営住宅ストック総合改善事業費	平成30年度		350,020千円
行 橋 警 察 署 整 備 費	平成30年度		1,439,998千円
博多臨港警察署施設整備費	平成30年度		179,350千円
老 朽 校 舎 改 築 費	平成30年度		1,523,502千円

事 項	期 間	限 度 額
施 設 充 実 費	平成30年度	1,460,134千円
校 地 整 備 費	平成30年度	147,490千円
学 校 環 境 整 備 費	平成30年度	706,136千円
特 別 支 援 学 校 施 設 充 実 費	平成30年度	383,414千円
特 別 支 援 学 校 整 備 費	平成30年度	59,310千円
少 年 自 然 の 家 整 備 費	平成30年度	31,872千円
旧福岡県公会堂貴賓館整備活用費	平成30年度	26,993千円
議 会 棟 天 井 改 修 費	平成30年度	56,680千円

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務施設整備事業費	3,703,200	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成29年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成30年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>
鉄道整備事業費	44,100			
直轄空港事業負担金	2,782,200			
保健施設整備事業費	2,405,200			
自然公園整備事業費	58,300			
生活労働施設整備事業費	3,430,500			
農林水産施設整備事業費	805,400			
農業事業費	890,100			
農地事業費	4,784,000			
造林事業費	41,800			
林道事業費	1,290,700			
治山事業費	2,198,500			
水産事業費	1,808,800			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
商工施設整備事業費	2,700			
県土整備施設整備事業費	132,800			
河川事業費	11,219,400			
砂防事業費	3,524,200			
海岸事業費	662,200			
港湾事業費	779,800			
福岡北九州高速道路公社出資	324,000			
都市計画事業費	3,648,000			
道路事業費	33,716,600			
直轄事業負担金	15,308,000			
公営住宅建設事業費	3,474,000			
警察施設整備事業費	4,023,500			
教育施設整備事業費	13,866,000			
災害復旧事業費	333,900			

福岡北九州高速道路公社転貸	756,000			
退職手当	9,192,000			
臨時財政対策	96,627,000			
計	221,832,900			

特 別 会 計

第 2 号議案

平成29年度福岡県財政調整基金特別会計予算

平成29年度福岡県財政調整基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,725 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成29年 2 月24日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		10,725
	1 財 産 運 用 収 入	10,725
歳 入 合 計		10,725

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		10,725
	1 積 立 金	10,725
歳 出 合 計		10,725

第 3 号議案

平成29年度福岡県公債管理特別会計予算

平成29年度福岡県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 531,340,468 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成29年 2 月24日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		293,619,805
	1 一 般 会 計 繰 入 金	219,996,142
	2 基 金 繰 入 金	73,623,663
2 県 債		234,922,000
	1 県 債	234,922,000
3 財 産 収 入		2,798,663
	1 財 産 運 用 収 入	2,798,663
歳 入 合 計		531,340,468

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		531,340,468
	1 公 債 費	531,340,468
歳 出 合 計		531,340,468

第 4 号議案

平成29年度福岡県市町村振興基金特別会計予算

平成29年度福岡県市町村振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,547 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成29年 2月24日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		16,546
	1 諸 収 入	16,546
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		16,547

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 務 費		212
	1 事 務 費	212
2 繰 出 金		16,335
	1 一 般 会 計 繰 出 金	16,335

歳 出 合 計	16,547
---------	--------

第 5 号議案

平成29年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成29年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 410,393 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成29年 2 月24日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 諸収入		264,521
	1 諸収入	264,521
2 繰入金		64,776
	1 一般会計繰入金	64,776
3 繰越金		81,096
	1 繰越金	81,096
歳入合計		410,393

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		410,393
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	410,393

歳 出 合 計	410,393
---------	---------

第 6 号議案

平成29年度福岡県災害救助基金特別会計予算

平成29年度福岡県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,327 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成29年 2 月24日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		2,327
	1 財 産 運 用 収 入	2,327
歳 入 合 計		2,327

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 費		2,327
	1 基 金 積 立 金	2,327
歳 出 合 計		2,327

第 7 号議案

平成29年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計予算

平成29年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 89,574 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成29年 2 月24日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		2,263
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,263
2 繰 越 金		20,920
	1 繰 越 金	20,920
3 諸 収 入		66,391
	1 諸 収 入	66,391
歳 入 合 計		89,574

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付事業費		89,574
	1 就農支援資金貸付事業費	89,574

歳 出 合 計	89,574
---------	--------

第 8 号議案

平成29年度福岡県県営林造成事業特別会計予算

平成29年度福岡県県営林造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 336,143 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成29年 2 月24日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		37
	1 使用料	37
2 国庫支出金		1,500
	1 国庫補助金	1,500
3 財産収入		728
	1 財産売却収入	728
4 繰入金		319,547
	1 一般会計繰入金	319,547
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		4,330
	1 雑収入	4,330

7 県	債	10,000	
	1 県	債	10,000
歳 入 合 計		336,143	

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 林 造 成 事 業 費		336,143
	1 県 営 林 造 成 事 業 費	336,143
歳 出 合 計		336,143

第2表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
<p>県 営 林 造 成 事 業 費</p>	<p>10,000</p>	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面 100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でない認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成29年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成30年度以降に繰り越すことができる。</p>	<p>年9.0%以内</p>	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第 9 号議案

平成29年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計予算

平成29年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 100,944 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成29年 2 月 24 日 提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		914
	1 一 般 会 計 繰 入 金	914
2 繰 越 金		86,571
	1 繰 越 金	86,571
3 諸 収 入		13,459
	1 諸 収 入	13,459
歳 入 合 計		100,944

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 林業改善資金助成事業費		100,944
	1 林業改善資金助成事業費	100,944

歳 出 合 計	100,944
---------	---------

第 10 号議案

平成29年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

平成29年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 163,785 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成29年 2 月24日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		1,807
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,807
2 繰 越 金		92,799
	1 繰 越 金	92,799
3 諸 収 入		69,179
	1 諸 収 入	69,179
歳 入 合 計		163,785

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費 助 成 事 業		163,785
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費 助 成 事 業	163,785

歳 出 合 計	163,785
---------	---------

第 11 号議案

平成29年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計予算

平成29年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,418,105 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成29年 2 月 24 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 債		80,000
	1 県 債	80,000
2 繰 入 金		49,479
	1 一 般 会 計 繰 入 金	49,479
3 諸 収 入		671,127
	1 雑 入	671,127
4 繰 越 金		617,499
	1 繰 越 金	617,499
歳 入 合 計		1,418,105

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 貸 付 事 業 費		747,751
	1 小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 貸 付 事 業 費	747,751
2 公 債 費		670,354
	1 公 債 費	670,354
歳 出 合 計		1,418,105

第2表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
小規模企業者等設備導入 資金貸付事業費	80,000	証書借入の方法により独立行政法人中小 企業基盤整備機構から起債する。	年9.0%以内	独立行政法人通則法（平成11年法律第103 号）第28条の規定に基づく業務方法書の定 めるところにより償還する。 償還財源は当該貸付金の償還金をもって これにあてる。

第 12 号議案

平成29年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計予算

平成29年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,149 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成29年 2 月 24 日 提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1,149
	1 財 産 運 用 収 入	1,149
歳 入 合 計		1,149

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		1,149
	1 積 立 金	1,149
歳 出 合 計		1,149

第 13 号議案

平成29年度福岡県河川開発事業特別会計予算

平成29年度福岡県河川開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,827,156 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継 続 費)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成29年 2 月24日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 那珂川開発事業費収入		1,655,710
	1 国庫補助金	391,300
	2 分担金及び負担金	730,168
	3 繰入金	131,842
	4 県債	402,400
2 祓川開発事業費収入		3,171,446
	1 国庫補助金	1,079,372
	2 分担金及び負担金	849,947
	3 繰入金	139,927
	4 県債	1,102,200
歳 入 合 計		4,827,156

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 那 珂 川 開 発 事 業 費		1,655,710
	1 那 珂 川 開 発 事 業 費	1,655,710
2 祓 川 開 発 事 業 費		3,171,446
	1 祓 川 開 発 事 業 費	3,171,446
歳 出 合 計		4,827,156

第2表 継 続 費
(変 更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
1 那珂川開発事業費	1 那珂川開発事業費	那 珂 川 開 発 事 業 費	112,560,452	63	150,000	112,383,991	63	150,000
				元	307,220		元	307,220
				2	364,215		2	364,215
				3	372,846		3	372,846
				4	466,942		4	466,942
				5	529,024		5	529,024
				6	544,587		6	544,587
				7	544,580		7	544,580
				8	549,227		8	549,227
				9	576,749		9	576,749
				10	891,840		10	891,840
	11	764,463	11	764,463				

				12	867,311		12	867,311
				13	689,863		13	689,863
				14	638,783		14	638,783
				15	1,720,167		15	1,720,167
				16	3,758,092		16	3,758,092
				17	7,618,309		17	7,618,309
				18	7,774,847		18	7,774,847
				19	9,875,782		19	9,875,782
				20	9,148,890		20	9,148,890
				21	7,176,998		21	7,176,998
				22	5,377,981		22	5,377,981
				23	5,158,198		23	5,158,198
				24	5,787,317		24	5,787,317
				25	7,811,951		25	7,811,951
				26	12,819,429		26	12,819,429

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				27	11,792,241		27	11,792,241
				28	6,650,429		28	6,650,429
				29	1,832,171		29	1,655,710
2 祓川開発事業費	1 祓川開発事業費	祓川開発事業費	81,946,591	2	156,221	82,176,667	2	156,221
				3	206,727		3	206,727
				4	211,756		4	211,756
				5	320,369		5	320,369
				6	269,406		6	269,406
				7	275,917		7	275,917
				8	250,183		8	250,183
				9	258,467		9	258,467
				10	672,886		10	672,886
				11	688,724		11	688,724
				12	756,208		12	756,208

				13	771,781		13	771,781
				14	522,583		14	522,583
				15	465,080		15	465,080
				16	492,390		16	492,390
				17	1,488,623		17	1,488,623
				18	2,059,020		18	2,059,020
				19	4,780,970		19	4,780,970
				20	5,919,731		20	5,919,731
				21	6,632,980		21	6,632,980
				22	6,126,681		22	6,126,681
				23	6,124,083		23	6,124,083
				24	7,155,258		24	7,155,258
				25	4,935,077		25	4,935,077
				26	3,553,996		26	3,553,996
				27	10,098,657		27	10,098,657

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				28	13,811,447		28	13,811,447
				29	2,941,370		29	3,171,446

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
那珂川開発事業費	402,400	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成29年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成30年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>
祓川開発事業費	1,102,200			
計	1,504,600			

第 14 号議案

平成29年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計予算

平成29年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,080,158 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成29年 2 月 24 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		560,341
	1 使用料	560,341
2 繰入金		517,591
	1 一般会計繰入金	517,591
3 県債		13,152,000
	1 県債	13,152,000
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		8,001
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	8,000
6 財産収入		1,842,224

	1 財 産 運 用 収 入	16,223
	2 財 産 売 払 収 入	1,826,001
歳 入 合 計		16,080,158

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業		4,267,358
	1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業	4,267,358
2 公 債 費		11,812,800
	1 公 債 費	11,812,800
歳 出 合 計		16,080,158

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埠頭施設整備事業費	5,109,000	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成29年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成30年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第 15 号議案

平成29年度福岡県流域下水道事業特別会計予算

平成29年度福岡県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 22,739,156 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成29年 2 月 24 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 御笠川那珂川流域下水道 事業費収入		9,103,744
	1 分担金及び負担金	4,712,715
	2 国庫補助金	2,064,300
	3 繰入金	440,221
	4 県債	1,074,700
	5 使用料	74
	6 繰越金	811,734
2 多々良川流域下水道 事業費収入		3,832,530
	1 分担金及び負担金	1,847,019
	2 国庫補助金	667,100
	3 繰入金	218,744
	4 県債	702,500

	5 使 用 料	281
	6 繰 越 金	396,886
3 宝 満 川 流 域 下 水 道 入 事 業 費 収 入		2,048,647
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	763,116
	2 国 庫 補 助 金	436,050
	3 繰 入 金	113,180
	4 県 債	268,700
	5 諸 収 入	347,860
	6 使 用 料	48
	7 繰 越 金	119,693
4 宝 満 川 上 流 流 域 下 水 道 入 事 業 費 収 入		1,016,915
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	444,157
	2 国 庫 補 助 金	37,500
	3 繰 入 金	85,143
	4 県 債	95,900

款	項	金額
	5 繰越金	354,215
5 筑後川中流右岸流域下水道 事業費収入		1,849,189
	1 分担金及び負担金	728,630
	2 国庫補助金	104,000
	3 繰入金	223,647
	4 県債	190,300
	5 使用料	4
	6 繰越金	602,608
6 遠賀川下流流域下水道 事業費収入		1,986,899
	1 分担金及び負担金	930,392
	2 国庫補助金	492,408
	3 繰入金	203,941
	4 県債	300,700
	5 使用料	10

	6 繰越金	59,448
7 矢部川流域下水道 事業費収入		1,038,146
	1 分担金及び負担金	508,478
	2 国庫補助金	48,500
	3 繰入金	249,331
	4 県債	124,000
	5 諸収入	107,820
	6 使用料	17
8 遠賀川中流流域下水道 事業費収入		1,829,194
	1 分担金及び負担金	487,906
	2 国庫補助金	619,506
	3 繰入金	183,966
	4 県債	333,100
	5 諸収入	204,716
9 明星寺川雨水流域下水道 事業費収入		33,892

款	項	金額
	1 繰入金	33,892
歳入合計		22,739,156

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 御笠川那珂川流域下水道費		9,103,744
	1 御笠川那珂川流域下水道費	9,103,744
2 多々良川流域下水道費		3,832,530
	1 多々良川流域下水道費	3,832,530
3 宝満川流域下水道費		2,048,647
	1 宝満川流域下水道費	2,048,647
4 宝満川上流流域下水道費		1,016,915
	1 宝満川上流流域下水道費	1,016,915
5 筑後川中流右岸流域下水道費		1,849,189

	1 筑後川中流右岸流域下水道費	1,849,189
6 遠賀川下流流域下水道費		1,986,899
	1 遠賀川下流流域下水道費	1,986,899
7 矢部川流域下水道費		1,038,146
	1 矢部川流域下水道費	1,038,146
8 遠賀川中流流域下水道費		1,829,194
	1 遠賀川中流流域下水道費	1,829,194
9 明星寺川雨水流域下水道費		33,892
	1 明星寺川雨水流域下水道費	33,892
歳 出	合 計	22,739,156

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
御笠川那珂川流域下水道建設費	平成30年度	1,146,000千円
多々良川流域下水道建設費	平成30年度	669,000千円
宝満川流域下水道建設費	平成30年度	180,000千円
遠賀川下流流域下水道建設費	平成30年度	435,132千円
遠賀川中流流域下水道建設費	平成30年度	385,344千円

第3表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道事業費	2,330,900	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面 100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成29年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成30年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第 16 号議案

平成29年度福岡県住宅管理特別会計予算

平成29年度福岡県住宅管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,549,053 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成29年 2 月24日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県営住宅管理費収入		6,441,678
	1 使 用 料	6,326,486
	2 繰 越 金	107,695
	3 諸 収 入	7,496
	4 財 産 売 払 収 入	1
2 県営住宅敷金管理費収入		107,375
	1 繰 越 金	1
	2 諸 収 入	107,374
歳 入 合 計		6,549,053

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 管 理 費		6,393,050
	1 県 営 住 宅 管 理 費	6,393,050
2 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費		106,003
	1 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費	106,003
3 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		6,549,053

公 營 企 業 会 計

第 17 号議案

平成29年度福岡県病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成29年度福岡県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | | |
|-------------------|-------|----------|------|-----------|
| (1) 病 床 数 | (精神病床 | 300 床) | | |
| (2) 患 者 延 人 員 | (入院患者 | 97,455 人 | 外来患者 | 38,220 人) |
| (3) 一 日 平 均 患 者 数 | (入院患者 | 267 人 | 外来患者 | 130 人) |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 病院事業収益		2,800,658 千円
第 1 項 医 業 収 益		2,223,981 千円
第 2 項 医 業 外 収 益		450,959 千円
第 3 項 特 別 利 益		125,718 千円

支 出

第1款 病院事業費	2,647,419 千円
第1項 医業費用	2,544,826 千円
第2項 医業外費用	98,116 千円
第3項 特別損失	3,477 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 156,332 千円は過年度分損益勘定留保資金 156,332 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	221,011 千円
第1項 負担金	221,011 千円

支 出

第1款 資本的支出	377,343 千円
第1項 建設改良費	45,827 千円
第2項 企業債償還金	331,516 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 病院事業費

第1項 医業費用

第2項 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

20,536 千円

平成29年2月24日提出

福岡県知事 小 川 洋

第 18 号議案

平成29年度福岡県電気事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成29年度福岡県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

目標供給電力量 47,255,000キロワット時

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 電気事業収益		521,015 千円
第 1 項 営業収益		517,292 千円
第 2 項 財務収益		1,143 千円
第 3 項 事業外収益		2,580 千円
	支	出
第 1 款 電気事業費		520,199 千円
第 1 項 営業費用		497,723 千円

第2項 財務費用	2,220 千円
第3項 事業外費用	15,256 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,615,308 千円は過年度分損益勘定留保資金 1,606,901 千円及び繰越利益剰余金処分額 8,407 千円で補填するものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			0 千円
	支	出	
第1款 資本的支出			1,615,308 千円
第1項 建設改良費			301,901 千円
第2項 企業債償還金			8,407 千円
第3項 他会計貸付金			1,300,000 千円
第4項 予備費			5,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 160,941千円

(2) 交際費 128千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成29年2月24日提出

福岡県知事 小川 洋

第 19 号議案

平成29年度福岡県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成29年度福岡県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 64事業所
- (2) 総給水量 42,162,120立方メートル
- (3) 一日平均給水量 115,830立方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 工業用水道事業収益			2,009,117 千円
第 1 項 営業収益			1,754,245 千円
第 2 項 営業外収益			254,872 千円
	支	出	
第 1 款 工業用水道事業費			1,747,907 千円

第1項 営業費用	1,590,122 千円
第2項 営業外費用	137,785 千円
第3項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額487,754千円は過年度分損益勘定留保資金88,312千円及び繰越利益剰余金処分額399,442千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		0 千円
	支	出
第1款 資本的支出		487,754 千円
第1項 建設改良費		147,255 千円
第2項 企業債償還金		330,499 千円
第3項 予備費		10,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、80,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら

以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 198,437 千円

(2) 交際費 96 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、20,000 千円と定める。

平成29年2月24日提出

福岡県知事 小 川 洋

第 20 号議案

平成29年度福岡県工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成29年度福岡県工業用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 前原IC南内陸部工業用地造成事業	売却土地	59,000平方メートル
(2) 磯光内陸部工業用地造成事業	売却土地	45,000平方メートル
(3) 久留米・うきは内陸部工業用地造成事業	土地造成	332,000平方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 造成事業収益			21,369 千円
第 1 項 営業収益			21,291 千円
第 2 項 営業外収益			78 千円
	支	出	
第 1 款 造成事業費			228,840 千円

第1項 営業費用	222,934 千円
第2項 営業外費用	906 千円
第3項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額489,993千円は過年度分損益勘定留保資金489,993千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	3,015,772 千円
第1項 工業用地造成事業収入	1,185,372 千円
第2項 企業債	530,400 千円
第3項 他会計借入金	1,300,000 千円
支 出	
第1款 資本的支出	3,505,765 千円
第1項 造成事業費	1,805,765 千円
第2項 他会計借入金償還金	1,700,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
久留米・うきは工業用地造成事業費	平成30年度から平成31年度まで	2,588,440千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
工業用地造成事業費	530,400	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成29年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成30年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、58,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	42,739千円
(2) 交際費	214千円

平成29年2月24日提出

福岡県知事 小 川 洋

